

意見書

大規模小売店舗の名称	(仮称) ニトリモール枚方
大規模小売店舗の所在地	枚方市北山1丁目2550番2他
意見の対象となる生活環境の保持のために配慮すべき事項	来店車両の経路設定に関して配慮する事項
意見・理由	<p>小野田橋側の入口は左折入場とします。入口付近に長尾方面からの右折進入禁止の看板を設置します。 この説明がありましたが、現状に於いて以下の理由により問題点があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 小野田橋方面から車で国道1号線を通過するのに待合車待たせられスムーズに流れない。 (2) 国道1号線を強めての長尾高校生の自転車通学路にあり、時間帯において府道に溢れる。 (3) 京阪の路線バスが長尾、藤阪ハイ、北山方面や枚方市駅、枚方、くずは方面に府道より国道1号線を通過するのに時間待たせをしている。 <p>上記の問題点を解決策として以下の意見を提案させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) について、府道枚方高槻線に右折入場のレーンを新設すべきである。 (2) については、安全・安心の事故対策として自転車専用ゾーンを設ける必要がある。 (3) については、小野田橋手前の信号と国道1号線の信号との連動と調整を図ること。 <p>尚、最後にニトリモールオープン前に来店客が馬宝車場を利用する6時30分～24時30分の時間帯に平日は土日に於いて自転車、自転車、歩行者の通行量調整を要するべきであると周辺に居住する住民として現状把握を切に望みます。</p>

意見書

大規模小売店舗の名称	(仮称)ニトリモール枚方
大規模小売店舗の所在地	大阪府枚方市北山1丁目2550番2 他
意見の対象となる生活環境の保持のために配慮すべき事項	【店舗から発生する騒音による周辺的生活環境への影響に関して配慮する事項】 【駐車場・駐輪場の需要に関して取り組む内容】 【防災・防犯対策への協力に関して配慮する事項】
意見・理由	別紙 1 ~ 5

【店舗から発生する騒音による周辺の生活環境への影響に関して配慮する事項】**1. 騒音予測地点の選定と事後評価について**

「騒音の総合的な予測」地点として、A～Gの7地点が設定されており、「環境影響評価書」で義務付けられている事後調査では、比較の意味からもこの7地点が測定地点となると思いますが、測定に当たって以下の理由から、北側隣接地2か所（図面添付赤丸印）を測定箇所を追加して頂くようお願いいたします。「騒音」「振動」「低周波空気振動」のうち特に「騒音」は深刻な問題です。

（理由）

- ① 測定地点7か所のうち、北側は北東隅のA地点のみです。北側隣接地には11戸の住宅があり、隣接地住宅実質59戸中2割を占めています（「表2-1 隣接地の用途現況」の「図2-2 周辺見取り図」）。しかも北側には入退場スロープのほか、荷さばき施設と廃棄物保管庫、屋上の空調機の過半数が配置され、東側以上に騒音発生源が集積しています。環境アセスメントでそれぞれ対応頂いたものと思いますが、このような状況で、北側に予測地点が1か所もないのは、実情無視と言わざるを得ません。
- ② 表7-2を見ると、予測値は昼夜とも環境影響評価書を提出された段階より大きくなっています。また、図7-2(1)の等価騒音レベルの騒音予測結果は、A地点よりむしろ北側隣接地で騒音の予測が大きくなっています。このことから、測定地点はA地点のみでは不十分で、北側にこそ必要です。
- ③ 表7-5 騒音発生源ごとの最大値の予測結果は、「夜間規制基準値以下」とされ規制基準40dBをクリアされていますが、特に2階高さでの予測値は、上限値と同値またはきわめて近い数値であり基準値ギリギリの状況です。北側隣接地での騒音不安解消のためにも、測定地点2か所追加を強く要望します。
その上で、測定結果が基準値を超える場合は、相応の対策を取って頂くようお願いいたします。

2. 夜間の騒音発生源について

「騒音の評価マニュアル」によれば、「昼間」時間帯とは6時～22時、「夜間」は22時～翌6時とあります。その上で発生源の規制については、「騒音規制法」を運用し「夜間（21時～翌6時）における荷さばき・廃棄物収集作業は行いません」と、21時～22時の時間帯も「夜間」に含めて表示されています。つまり環境基準55dBに対し、発生騒音は騒音規制法にいう40dBを実現する、と配慮されており望ましいことです。一方、早朝時間帯（6時～8時）については、「搬入・廃棄物収集車両は、作業時騒音を発生させないように周辺環境に配慮する」との文言のみです。この早朝時間帯についても、「昼間」と区分し、騒音規制法の45dBを実現することを目指していただきたい。それが不可能なら、6時台の車両2台（搬入車のみ）の入庫時間を7時台に遅らせることを検討できないでしょうか。7時台の6台（廃棄物収集車含む）も可能な限り入庫を遅らせていただけないでしょうか。入庫車両全95台中8台とはいえ、早朝6時台の騒音（特に冬場）は苦痛です。

3. 騒音の予測結果について

「騒音検討時の前提条件」には、「店舗から発生する騒音による周辺的生活環境への影響に関して配慮する事項」と同一項目、同一の文章が記載されています。つまり、ここにある騒音の予測数値を厳守するためには、「生活環境への影響に関して配慮する事項」全項目を確実に実施する事こそが、必要かつ十分条件ということになります。店舗開業以降、(株)ニトリホールディングス殿は強い指導力を持って、徹底した「配慮」でこの予測値以下にするよう努力して頂くよう切にお願いします。また、枚方市としても、法・条例に則りこの点の不断の監視をお願いします。

4. 空調機の稼働時間について

「環境影響評価書」には、テナントであるホームセンター用の空調機 12 台は終業時間 21:00 の 30 分後で稼働停止 (21:30)、また同じくスーパー用の空調機 5 台も終業時間 24:00 の 30 分後で稼働停止 (24:30) されることになっています。ホームセンター用空調機は、住宅に最も近い屋上北側の設置なので、終業後 30 分での停止は騒音に対して有効です。しかし、その他の物販店の終業時間は 21:00 ですが、残る空調機 136 台はすべて 22:00 までの稼働で 1 時間後の停止です。これらも終業後 30 分以内 (21:30) に停止と決めれば、さらに騒音対策になります。

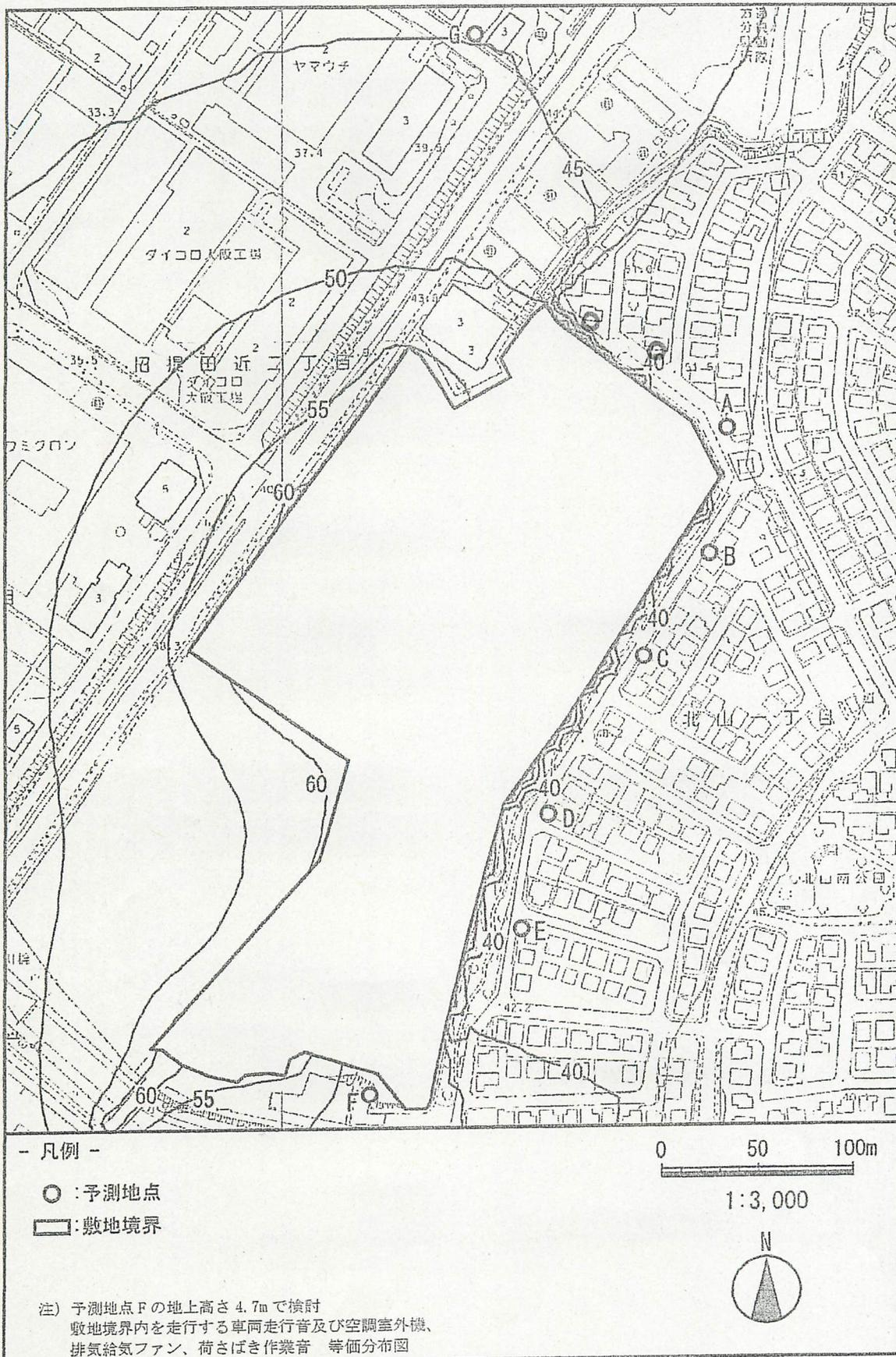


図 7-2 (1) 等価騒音レベル予測結果 等音分布図 (昼間)

【駐車場・駐輪場の需要に関して取り組む内容】

下記の通り、提出されている要約書には、一部矛盾があります。

- 従来から 21 時以降、3 階、屋上駐車場へ入場する場合（退場は除く）には、北側スロープを通行止めとする要望をしてきましたが、回答は「制限する予定」との事でした。今回の要約書で「21 時以降は 3 階、屋上駐車場の入場を規制し、1 階平面駐車場の利用のみといたします。・・・」と、表現は「規制する」に変わっていますが意味がわかりません。つまり、駐車場に「21 時以降の（駐車）規制範囲」があるという事は、21 時以降も入場を認めることであって、枚方市へなされた説明と矛盾しています。「入場を規制（または制限）する」ではなく、明確に「21 時以降 3 階、屋上駐車場へ入場する車両は、入場スロープを通行止めにし、1 階平面駐車場の利用のみといたします。・・・」としてください。
- 店舗入り口が 2 か所ある北側は、入場に便利のためその周辺駐車マスに停めるのは必然です。添付図面 3(4)、3(5)には、21 時以降の「利用規制駐車マス設ける（アナウンス、掲示等で案内）」とあります。矛盾なく 21 時以降規制マスへ停めさせないためには、誘導員は 21 時より早い時間（例えば 20 時）から入場者の規制・排除と誘導が必要ですし、規制方法も「案内板等の併用」くらいでは恐らく期待される効果は望めないため、ロープや三角コーンでマス入庫を規制するなど、具体的な方策を実施してください。

【防災・防犯対策への協力に関して配慮する事項】

北側法面は、完成時には低木と芝生を植栽すると聞いています。2015年8月27日現在、法面は工事中とはいえ雨が降るたびに幾筋も溝が掘れ土砂が流失しています。ゲリラ豪雨など大雨があれば、市有地である法面上部から緑道へも影響し、最悪の場合崩落も懸念されます。隣接住宅への浸食防止のためにも、法面保護には細心の注意を払い、対策していただくようお願いします。

意見書

大規模小売店舗の名称	(仮称) ニトリモール枚方
大規模小売店舗の所在地	枚方市北山一丁目 2550番2他
意見の対象となる生活環境の保持のために配慮すべき事項	「駐車場・駐輪場の需要に関して取り組む内容」
意見・理由	<p>② 氏の意見に同意致します。</p> <p>追記 北側の隣接地は、特に騒音等の発生源が、集中しており、操業開始後、先住している近隣住民は、半永久的に、強いストレスに、悩まされる事が想定されます。事業者は、末永く近隣住民と友好的関係を築く為にも、単に基準値内に数値が収まって居れば、良いとするのではなく、真摯に、誠実に、住民の苦情に耳を傾け、ストレスの軽減に、実効性を持った対策を、すみやかに実施して下さることを、強く要望いたします。</p>

意見書

大規模小売店舗の名称	(仮称)ニトリモール枚方
大規模小売店舗の所在地	大阪府枚方市北山1丁目2550番2 他
意見の対象となる生活環境の保持のために配慮すべき事項	<p>【店舗から発生する騒音による周辺的生活環境への影響に関して配慮する事項】</p> <p>【駐車場・駐輪場の需要に関して取り組む内容】</p> <p>【防災・防犯対策への協力に関して配慮する事項】</p>
意見・理由	<p>②</p> <p> 様の意見書に 全く同意致します。</p>

意見書

大規模小売店舗の名称	(仮称) ニトリモール枚方
大規模小売店舗の所在地	枚方市北山1丁目2550番2他
意見の対象となる生活環境の保持のために配慮すべき事項	店舗から発生する騒音による周辺的生活環境への影響に関して配慮する事項他
お意見・理由	<ol style="list-style-type: none">1. 3F・屋上への車両入場に関し21時以降は一部規制すると説明でしたが先般実施された公聴会席上、施工者より北側スロープは21時以降全面的に制限する方針と発言があったが、今回の説明と相違点がありますが？2. 公聴会の説明では屋上北側にも1.7mの遮音防音パネルを設置するとの旨でしたが、先般拝見した、建築図面では遮音パネルの表記がありませんでしたが、実施については？3. 公聴会の説明では北側空調設備に防音壁を設置するとの旨でしたがこれも建築図面には表記がありませんが、実施については？4. 騒音の総合的な予測で住居位置の予測結果でA地点での自動車走行音・来店車ドア開閉音については規制基準値40と同じ数値であるが、自動車の来店数も数多く見込まれるなか、基準値を達成しているので問題ないと姿勢はいかがなものか、少しでも騒音を低減する方法を検討すべきではないでしょうか。3. 景観に関して配慮する事項 公聴会でも施工者より、北側住民に配慮する為にも、北山緑地歩道の柵付近に低植樹等を市役所に寄贈することを検討するとの旨でしたが、実施については？